

はじめに

子ども・若者を取り巻く環境は、地域社会の連帯意識の希薄化、核家族化及び少子化の進行など大きく変化しています。

また、情報化技術の急激な進展により、インターネット等のメディアの普及はめざましく、子ども・若者のみならず携帯電話やスマートフォン及びパソコンは、今や無くてはならない存在となっています。



その一方で、これらの情報機器を利用したインターネット関連の犯罪や出会い系サイトの被害に遭う青少年の増加が大きな社会問題となっています。

また若者の雇用面では、産業構造の変化とともに、雇用形態は多様化し、非正規雇用が増大するなど、若者が将来に不安を抱く大きな要因となっています。

このような状況の中で、子ども・若者の健やかな成長が、国家の基礎をなすという観点から、平成22年4月1日に、子ども・若者育成支援を目的とした「子ども・若者育成支援推進法」が施行されました。

この法律は、教育・福祉・保健・医療・雇用などの機関が、それぞれの専門性を生かし、子ども・若者たちやその家族の方々に対し、個別の事情に応じたきめ細かな支援を行うというものです。

これを受け、静岡県では、平成23年3月に「“ふじのくに”子ども・若者プラン」を策定し、人のため、社会のために行動できる「有徳の人」の育成を目指すこととしています。

そして、富士宮市でも、子ども・若者を、次代の社会を担う重要な主体として尊重するとともに、個人として自立し、社会のために行動できる子ども・若者の育成を目指し、「富士宮市子ども・若者プラン」を策定いたしました。

この計画では、「子ども・若者への支援」「困難を有する子ども・若者への支援」「子ども・若者をとりまく地域環境づくりの推進」「推進体制の整備・充実」を4つの柱として、地域のネットワークの中で、子ども・若者の社会的自立を支援していくこととしています。

市民の皆様におかれましては、計画の趣旨を御理解いただき、未来を担う子ども・若者の成長を応援するため、積極的な御参画をお願い申し上げます。

平成25年3月

富士宮市長 須藤 秀忠